

作成日：R3年11月18日

令和3年度第3回 高松圏域自立支援協議会 運営会議議事録

日付	令和3年11月12日（金）
時間	9:20-11:00
開催会場	かがわ総合リハビリテーションセンター第2研修室
参加機関等	香川県立高松養護学校、香川県立中部養護学校、高松市健康づくり推進課、高松市障がい福祉課、三木町福祉介護課、高松市社会福祉協議会、障害者就業・生活支援センターオリーブ、障害者生活支援センターたかまつ、障害者生活支援センターあい、相談支援センターりゅううん、発達障害者支援センターアルプスかがわ、地域生活支援センターこだま、支援センターgaryu、相談支援事業所ライブサポートセンター、地域活動支援センタークリマ、高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点 順不同 計17名

議題1：マイナンバーカードについて 周知

議事	・高松市よりマイナンバーカード出張申請サービスの活用について周知 概ね10人以上の未取得者がいれば出張可能で、例えば障がい者支援施設で出張申請サービスを活用することで障がい者、その家族、施設職員が同時に申請できる。
----	--

議題2：各部会等活動報告

議事	主な報告内容) ・就労支援部会 雇用フォーラム令和4年2月14日午後に開催予定。今年度から名称を就労セミナーに変更となる。12月中旬よりチラシ配布開始、1月28日申し込み締め切り。チラシは1500部作成。内容は企業発表や事例報告を予定している。 障がいのある学生の就労支援として就職相談パンフレット・県内就労移行支援事業所ガイドブックを学校へ配付した。 就労継続支援B型事業所検討会は事務局と協働する。 ・精神保健福祉部会 担当欠席の為書面での報告のみ。
----	---

	<p>・相談支援部会</p> <p>コロナの影響で8、9月の部会は中止となった。</p> <p>11月はケースの引継ぎに関しての研修会を実施した。引継ぎに関してより良い方法を共有するために研修ワーキンググループで内容を練り、相談支援部会内で共有していく。その次の研修テーマは緊急時プラン、災害時プランについてとする予定。</p> <p>・身体障害者支援部会</p> <p>10月30日に防災に関する講演会を実施した。講演「東日本大震災障害者施設でおこったこと」ではリアルな話を聞いて良かったと好評だった。障がい者の被災体験を聞くことはあったが、施設職員の立場での講演は初めて聞く方もいた。参加者が少なかったことが残念だった。</p> <p>・知的障害者支援部会</p> <p>地域移行ワーキンググループ、親なきあとワーキンググループがそれぞれに検討を進め、9月に共有した。</p> <p>就業・生活支援センターが設置される前に就職された年代の方が、新型コロナウイルス感染症の影響で離職し支援に繋がるケースが増えている。支援に頼らず家族で生活してきたが、両親も高齢となり親なきあとを考える時期に来ている感じる。</p> <p>・発達障害部会</p> <p>昨年度までに作成した高校生ガイドブックの活用について。現在2つの高校で試用しており、その結果も反映させながら普及啓発を進めていく。県立高校だけではなく私立高校にも配布はしている。</p> <p>・こども部会</p> <p>昨年度実施したニーズ調査アンケートはホームページ掲載用に準備中。</p> <p>児童発達支援・放課後等デイサービス連絡会は参加者人数が多いため、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み開催を保留としている。</p> <p>令和3年度報酬改定で追加された個別サポート加算について共有。</p> <p>・医療的ケア部会</p> <p>令和3年度香川県医療的ケア児等支援者養成研修が11月より開始している。医療的ケアに関わる加算や医療的ケアの新判定スコアに関しては他の部会と共同</p>
--	--

	<p>で研修実施も検討したい。</p> <p>難治性てんかんの薬の取り扱いについて。薬の種類が増え、事業所や学校では取り扱いできない物もあり、活動場面で困る場合がある。</p> <p>・居宅サービス事業所連絡会</p> <p>研修会実施を考えていたが、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、開催には至っていない。感染者数の少ない時期に開催することが望ましいと考えているが、具体的には実行委員会で検討していきたい。</p> <p>・当事者家族連絡会</p> <p>合理的配慮の提供が進むよう、災害時に活用できる物として災害用バンダナを提案予定。現在試作品段階であるが、150枚作成し配布を検討している。災害用バンダナを避難時や避難所で身につけることにより、配慮を求める中に周囲が気付くことができる。</p> <p>・地域生活支援拠点検討部会</p> <p>強度行動障害に関するスーパーバイザー派遣事業は今年度までに6件実施しており、現在1件を調整中。個別ケースの検討をしたいだけでなく、基礎を勉強したいという希望もあった。これまでに派遣した講師に集まっていただき振り返りを実施した。</p> <p>訪問系サービス見守り支援ワーキンググループでは委託支援事業所の協力も得ながら事例の積み重ねを継続している。良い取り組みが地域に広まるよう研修会を実施したい。</p> <p>緊急時支援事業についてはケースごとに行政、対応した基幹相談支援センター、受け入れ事業所で振り返りを実施した。振り返りで出た意見を反映させながら事業の細かな見直しをしていく予定。今まででは最重度の手帳をお持ちで支援に繋がっていない方のアウトリーチについて検討してきたが、緊急時支援事業を利用したケースは必ずしも最重度では無い。</p>
決定事項	—
今後の動き	—

議題3：事務局からの報告	
議事	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門員のフォローアップ研修について <p>今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で10月のみ実施となった。</p> <p>8事業所から8名の相談支援専門員が参加し、自身の作成した計画をグループ</p>

	<p>で共有し意見を出し合った。</p> <p>昨年度と合わせて 21 名が参加しており、半数の事業所が不参加という状況。</p> <p>来年度は実施回数を増やし、全ての特定相談支援事業所が参加できるような研修にしていきたい。</p> <p>・B 型事業所連絡会</p> <p>現在事業所向けに開催経緯の説明をおこなっており、エリアごとに初回の集まりの日程調整中。</p> <p>・ホームページの改編について</p> <p>地域のお役立ち情報をより見やすく当事者視点で項目を分けていく予定。年内に完成を目指しており、協議会で作成した各ガイドブックやピアサポートの情報等社会資源を掲載していく。</p> <p>・強度行動障害スーパーバイザー派遣事業について</p> <p>地域生活拠点検討部会の報告と同様。</p>
--	--

議題 4：情報提供	
議事	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県受託事業福祉用具展示相談くらし快適館企画展 『福祉用具でくらし快適！！～ベッド・マットレス展示体験会～』 令和 3 年 11 月 17 日～19 日 ・かがわ総合リハビリテーション福祉センター主催セミナー 『福祉用具でくらし快適セミナー～ベッド回り編～』 令和 3 年 11 月 17 日

令和3年度第3回高松圏域自立支援協議会運営会議

日時) 令和3年11月12日(金) 9:20-10:50

場所) かがわ総合リハビリテーションセンター第2研修室

参加者) 香川中部養護学校 高松養護学校 高松市健康づくり推進課 高松市障がい福祉課
三木町福祉介護課 直島町住民福祉課(欠)
就労支援部会) かがわ総合リハビリテーションセンター成人支援施設(欠)
障害者就業・生活支援センターオリーブ
精神保健福祉部会) 障害者地域生活支援センターほっと(欠)
相談支援部会) 障害者生活支援センターたかまつ
身体障害者支援部会) 障害者生活支援センターあい
知的障害者支援部会) 相談支援センターりゅううん
発達障害部会) 発達障害者支援センター「アルプスかがわ」
こども部会) 地域生活支援センターこだま
医療的ケア部会) 一般社団法人 garyu
当事者団体・家族会連絡会) 相談支援事業所ライブサポートセンター
居宅サービス事業所連絡会) 高松市社会福祉協議会訪問介護事業所
地域活動支援センタークリマ
会長、事務局) 高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点

議題)

*冒頭、高松市市民課よりマイナンバーについての周知があります。

①各部会等報告

②事務局より

- ・相談支援フォローアップ研修について
- ・B型事業所連絡会について
- ・HP.の改編について
- ・強度行動障害 Sv.派遣について

③その他

研修等企画計画書
(謝礼、旅費などの支払いが生じる場合にご提出ください)

作成者 部会名：身体障害者支援部会

企画名
サービス提供事業所向け研修会
テーマ：災害に備える
日時・場所
令和3年10月30日（土）13:00～15:30 Zoom かがわ総合リハビリテーション福祉センター2階研修室
主な参加者・人数
高松圏域内にある居宅介護、自立訓練、生活介護、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、 グループホーム、相談支援事業所の職員 合計 80名程度（Zoom：40名 研修室40名）
講師氏名及び所属事業所等
鈴木徳和様 社会福祉法人 石巻祥心会 サンネットなごみ
支払い金額（源泉徴収前）
謝礼) あり 旅費) なし 謝礼・旅費については規程に沿って決定し、事務局から担当者にご連絡させていただきます。
企画の目的
昨年度より当事者・支援者に向けて日常生活における困りごとの調査（アンケート形式）を行ってきた。回答の中から災害に関してはいつか自身の身にも起こることと感じながらも備えることが出来ていない方が多いことがわかった。そこで「災害に備えるために私たちが出来ることを考える」をテーマに災害時の状況と対応をお伺いする場を設け、災害に備えに何が必要か考える機会を作ることとした。

研修等企画報告書
(謝礼、旅費などの支払いが生じる場合にご提出ください)

作成者 部会名 : 身体障害者支援部会

企画名	
サービス提供事業所向け研修会	
テーマ : 災害に備える	
日時・場所	
令和3年10月30日(土) 13:00~15:30	
Zoom	
かがわ総合リハビリテーション福祉センター2階研修室	
主な参加者・人数	
Zoom: 14名	
会場: 11名	
(生活介護、就労継続支援B型、就労移行支援、自立訓練、居宅介護、グループホーム、相談支援事業所、発達障害者支援センター)	
講師氏名及び所属事業所等	
鈴木徳和様	
社会福祉法人 石巻祥心会 サンネットなごみ	
内容	
「東日本大震災 障害者施設で起きたこと」と題し、災害時の動きやそこから得た教訓、新たに今備えていること等をお話いただいた。 後半のグループワークでは事業所種別や職種の異なる方と感想・意見を話すことで様々な場面を想定して『災害に備える』という事を考えることができた。	
※当日配布資料添付あり	
総括	
鈴木様の講話を通して、被災直後とその後長期化する避難生活での支援に求められることの違いや災害の種類によって行動指針が変わること、綿密に予定を組んだ避難訓練ではなく実際の業務中に災害が起きた時にどのような行動が可能か考えておくことの大切さ等、これからできる具体的な備えに気が付くことができた。 参加者は少なかったが多職種に参加いただけたことで、高松圏域で災害に備える意識を高める動きに繋がっていくのではないかと感じた。	

[令和3年度 高松園域自立支援協議会 運営事業予算管理表]

■収入の部	
項目	予算
1 委託料	1,000,000
合計	1,000,000

R3年11月5日 現在

■支出の部

No	部会名	予算	支払額	予算比の差額	消化率	報償費	旅費交通費	消耗品費	印刷製本費	通信運搬費	委託費	科目別予算内訳		支払内訳	
												旅費	交通費		
1	就労支援部会	228,000	6,936	221,064	3%	0	0	2,906	4,030	0	0	0	0	0	
2	精神保健福祉部会	70,000	14,010	55,990	20%	10,440	0	0	2,310	1,260	0	0	0	0	0
3	相談支援部会	45,000	7,342	37,658	16%	0	6,600	0	50	692	0	0	0	0	0
4	身体障害者支援部会	40,000	3,488	36,512	9%	0	0	220	1,840	1,428	0	0	0	0	0
5	知的障害者支援部会	15,000	0	15,000	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	発達障害部会	30,000	3,510	26,490	12%	0	0	220	890	2,400	0	0	0	0	0
7	こども部会	20,000	0	20,000	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	医療的ケア部会	20,500	336	20,164	2%	0	0	0	0	336	0	0	0	0	0
9	居宅サービス事業所連絡会	50,000	0	50,000	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	当事者団体・家族会連絡会	147,954	0	147,954	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	地域生活支援処点検討部会	85,000	9,166	75,834	11%	8,220	0	0	600	346	0	0	0	0	0
12	事務局	248,546	79,503	169,043	32%	0	0	0	2,025	0	588	76,890	0	0	0
	合計	1,000,000	124,291	875,709	12%	18,660	6,600	5,371	9,720	7,050	76,890	0	0	0	0

令和3年度相談支援専門員フォローアップ研修 報告

1、日 時：令和3年10月18日（月）13：30～16：30

1. 場 所：高松市木太コミュニティセンター（高松市木太町3480-2）

2、テーマ：事例で読み解くケアマネジメントの手法

3、講 師：障害者地域生活支援センターこだま 武 宜也

高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点 照下 善則

4、受講者（令和2、3年度）

基幹相談支援センター、委託相談支援事業所を運営する事業所：6か所（3か所）

計画相談支援事業所：7か所（5か所）

未受講の事業所：19か所

※（ ）は令和3年度

5、プログラム

① 研修の目的

事例検討を行うのではなくよりよいサービス等利用計画を立てるためにどのような点に配慮すればよいかについて学ぶことを目的とする。

② 本日の予定

13：30～13：45 オリエンテーション

13：45～14：55 グループワーク①

14：55～15：05 休憩

15：05～16：15 グループワーク②

16：15～16：30 グループ発表、総括

研修修了後 振り返りシートの記入

※使用したサービス等利用計画の写し等については研修修了後回収する。

※本研修で知り得た情報は、口外しないようお願いいたしている。

③ グループ分け

A グループ：受講者4名 高松市職員 ファシリテーター1名

B グループ：受講者4名 高松市職員 ファシリテーター1名

④ グループワークの方法

150 分（10 分休憩含む） 4 事例を各グループで議論

- ・事例説明 10 分
- ・質疑応答 15 分
- ・正のフィードバック・更に良くなる改善点 7 分
(黄色のポストイット良いところ、それ以外のポストイットにもっとこうすればさらに良くなる点をマジックで記入し、A4用紙に貼り付ける。)
- ・事例提供者の気づき 3 分

6、事前課題

受講者が担当する利用者の①基本情報 ②サービス等利用計画 ③週間計画 ④モニタリング表（計画後1～6か月後の中の1回分）の写しを9月30日（木）までに返信用封筒に入れて提出してもらう。ただし、個人が特定されないよう、氏名や事業所名などの固有名詞は、黒塗りする等してもらう。また、選定の基準は、アセスメントが十分にできており、支援経過を説明できるものとした。

7. グループワークの記録

(A グループ)

- ・わかりやすい社会関係図の記入方法について検討した。（太線や点線など）
- ・重度の方のニーズをどうくみ取っていくかについて話し合った。
- ・行政の方がわかりやすく見やすいプランにしていく必要性を感じた。
- ・保護者に見ても大丈夫なプランにするのに苦労する。
- ・ほかの相談支援専門員のプランを見てとても参考になった。

(B グループ)

- ・支援の概要について記入する方法にいくつか参考になるものがあった。
- ・ジェノグラムの書き方に相談支援専門員によって差があった。
- ・災害時、緊急時の計画を入れているプランがあり参考になった。
- ・事業所の見学に行けない方への情報提供に関する工夫が勉強になった。（動画の撮影など）
- ・ここに参加していない相談支援専門員にとっても参加しやすくなるように工夫したい。

8. 参加者の振り返り

(相談支援専門員)

自身で立てた計画だけではなく、他の方の計画やそれに対する正のフィードバックに良くなる点を出し合うことで自分の立てる計画にも反映したいと思うことを持ち帰ることができた。また一人事業所では、計画を見せ合う機会がないという話題も出ており、地域ごとの事例検討をしている場で今日のような取り組みをしてもいいのではないか。

他の方の計画等の良い点を見ていくことで自分の計画にも反映していきたい点がたくさんあった。普段気にしていなかった点に気づくこともでき、大変勉強になった。

計画の記入の仕方、書き方など勉強になった。今後作成するにあたり、見直しをしてよりよい計画を立てるようにしたいと思う。

今年は一回だけになる?ようで本当に貴重な時間だった。普段、プランなんかしっかり見てもらうこともないので、ちょっぴり恥ずかしさもあったが、出してよかったです。皆さんのご意見がもらえてよかったです。定期的にこのような研修は絶対必要だと思う。

いつも一人で計画を考えて計画を作成しているので、計画書としての正解がわからないまま日々過ごしており、今回のような機会はものすごくよかったです。行政の方にも一緒に参加してもらえて行政側の意見も聞けて良かった。見て見ぬふりをしている部分もあったので、改めて考えさせられたり、自分のプラスにもなった。

普段は忙しさもあり、作成した計画を見直すことはないが、とても良い振り返りの機会をいただけた。自分計画の改善点やほかの相談支援専門員の素晴らしい計画の見習いたい部分等を学べた。

自分のプランは、サービスだけのものとなっていたので、サービス以外の本人の興味や希望にも気を付けながら目標を作っていくみたい。

プランの書き方を思い違いしているところがあった。

他の相談支援専門員が作成したプランで分かりやすいところがたくさんあり取り入れていきたい。

3か月後、6か月後のモニタリングだけではなく、更新時に聞き取りしたモニタリングを計画案につなげていく方法についていろんな方のやり方を知りたいと思った。

(行政)

ケースについていったん立ち止まって様々な視点で見直していくことの重要性を感じた。

計画案を作る視点などが、皆さんそれぞれ専門的なものをお持ちで勉強になった。

行政として受け取る目線で読んでいたが、計画を立てる、モニタリングをするにも大きな苦労があるのが分かった。

たくさんの計画を読むが、誤り等があってもなかなか指摘できない。指摘しづらい現状があり、もっと伝えていかなければと反省した。

改善してほしい点をもつと言ったかったが、出された事例が良く出来すぎていた。

9. 今後の方向性（案）

- ・内 容：「相談支援専門員の計画相談を行う上での心構え」と「サービス等利用計画の見せ合い」
- ・時 期：令和4年度
- ・対象者：令和2年、3年度のフォローアップ研修を受講していない高松圏域の相談支援専門員+高松市、三木町、直島町担当者
- ・形 式：1回あたり12名 1回あたり4G×3人 4回開催

■各部会進捗情報(7~9月) ■

*WG=ワーキンググループ

no.	部会名	今年度の目標	7~9月の目標	7~9月の評価と課題	10~12月の目標
1	就労支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ・企業向けに障害者雇用フォーラム、しごとサロンたかまつ(障害者就職相談会)の開催 ・障宮のある高校生・大学生の就労支援として、高校・大学を訪問し、先生・生徒・父兄に対し、啓発したり、必要に応じて就労支援していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・しごとサロンたかまつを8月に実施していく。 ・訪問等をGoogle Driveなどの手段で管理し、関係機関職員が進捗を共有できるようにしていく。 ・手続を共有できるようにしていく。 	<p>しごとサロンたかまつについては、募集し、9名の参加をいたしましたが、最終中止し、就業・生活支援センターなどに引き継ぎをし、相談支援していくことをとした。訪問等をGoogle Driveなどの手段で管理し、関係機関職員が進捗を共有できるようにしていくことについては、試行中である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問等をGoogle Driveなどの手段で管理し、関係機関職員が進捗を共有できるようにしていく。 ・2月の雇用フォーラムについては、完全オンラインで実施の方針とし、準備をすすめている。
2	精神保健福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉関係者による協議の場の継続 ・地域移行・地域定着の推進 ・ピアソポーターや関係機関、支援者間の連携強化 ・大川圏域との連携・協力体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・部会全体として、対面会議以外の方法の検討と整備。（リモート会議、メール・書面会議等の検討） 	<p>・対面でのコア会議を実施できたため、今後の方向性については確認にできたが、それ以外の項目は、多くの会議が中止となってしまい、議論が進められていらない。また、中止になった会議の延期は決定しているが、リモート会議や書面会議への移行の検討ができていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療と福祉の連携ワークショップの企画と開催。 ・精神科病院からの高齢者の退院支援のポイントの活用状況の確認。 ・ピアサポート活動推進WGのピア委員の増員と今後の活動の検討。
3	相談支援部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 メンバー全体会の意見が集約できるこどを目指す 2 WGの目的を明確にし、ゴールを目指す 3 相談支援専門員全体のスキルアップを目指す 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで出てきている課題について、地域での状況を検証する ・進捗が遅れている研修やWGの検討に着手する 	<p>・7月の部会で、各事業所から課題と思われるこどを聞き取ったが、コア会議も開催できていないので、その整理がまだできていない。</p> <p>・研修の企画まではしたが、実施ができない。今後のコロナの感染状況を見ながら、実施に向けて検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・何らかの方法で、コア会議を行い、課題の整理をして、それをどう解決に向けていくかを検討する。 ・企画している研修をどう実施するか協議する。
4	身体障害者支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ○防災に対しての取り組み ・サービス提供事業所向け研修会の実施・災害弱者あんしんネットワークとの連携・起震車を活用した体験の機会を設ける ○ピアソポーターに関すること ・県が行う研修へ参加し共有する。・Zoom等オンラインでの活動が可能か探る ○地域移行に関すること ・県協議会の動向を把握し、状況に応じて具体的な取り組みを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施に向けた具体的な準備を進める 	<p>第3回部会をリモート会議で実施した。8月11日（水）</p> <p>○10月30日講演会について協議「東日本大震災障害者施設で起ったこと」講師：鈴木徳和氏</p> <p>対象事業所へ開催案内をおこない、申し込み受付を開始した。Zoom30名、会場40名を予定</p> <p>○ピアサポートについて</p> <p>高松圏域精神障がい者、身体障がい者等支援に関するピアサポート派遣におけるピアサポート登録で活用する活動申込書式について、助言をおこなった。</p>	<p>○10月30日（土）講演会実施。</p> <p>○講演会の振り返りを実施。</p> <p>○災害弱者あんしんネットワークとのコラボについて内容と方法の検討をおこなう。</p> <p>○部会の会議はオンライン活用もおこなう。</p> <p>○その他コロナ禍でもできる取り組みを検討する。</p>

no.	部会名	今年度の目標	7～9月の目標	7～9月の評価と課題	10～12月の目標
5	知的障害者支援部会	<p>親なきあとWG、地域移行WG毎に活動する。部会年3回、各WGは緊急に備えて協力して準備できることを整理し、関係機関との情報共有、協力を促す。地域移行WG：現状やこれまでの取り組みを整理して共有し、広く考えることができる体制をつくる。</p>	<p>・7～8月 各WG開催</p> <p>・9月部会を開催し全体共有する年4回を予定。親なきあとWG：保護者と担当相談支援専門員が</p>	<p>(地域移行WG) 7月開催。①相談支援専門員3名に参加頂き、事例紹介・情報交換を実施②県地域移行部会の動きを確認。/より意見整理が進んで良かった。今後、相談支援専門員やサービス管理責任者の当ワーキングへの参加が課題。</p> <p>(親なきあとWG)</p> <p>6月開催。①手をつなぐ育成会、中部養護学校など4機関で集り、親なきあとのためにご本人の情報を整理しておくツールについての情報交換。②日常生活自立支援事業の利用等について県社協を訪問したことを報告。/保護者と相談員がそれぞれ使用している情報整理ツールを共有できて良かった。</p> <p>(部会全体会) 9月半ばに予定</p>	<p>(地域移行WG) 入所せず地域生活を続けている好例について、関係者に参加頂き情報収集する。</p>
6	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・部会や協議会の課題への取り組みがより共有され充実するよう運営会議のあり方を見直す。 ・意思決定支援WGにおいて、相談支援専門員とサービス管理責任者の協力のもと研修を行う。 ・災害時WGにおいて、医療的ケアの必要な方の災害時プラン作成を進める。 ・就労継続支援B型事業所の協議会との連携の在り方検討WGにおいて、就労継続支援B型事業所間の連携を促進する取り組みを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新しいかたちの運営会議で7月、9月を実施予定である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・7月に運営会議を開催、9月はメールでの意見交換で実施中(8月は開催しない月)。部会の進捗管理表を作成して協議を行った。 ・意思決定支援、災害時、就労継続支援B型事業所ネットワーク報」について、ご本人が情報をの各WGについては別紙進捗状況収集する視点の構成に変更を検管理表の通り。 ・7月に生じた講師料から源泉徴収事務を開始し、9月に納税を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・10/8運営会議、11月全体会、12/12運営会議開催予定。 ・相談支援部会で協議している課題についても、進捗状況管理表で共有化を図っていきたい。 ・協議会HP「地域のお役立ち情報連絡B型事業所ネットワーク報」について、運営会議で議論を進め討し今年度中に改修する。 ・主任相談支援専門員の役割について、運営会議で議論を進めしていく。
7	発達障害部会	<ul style="list-style-type: none"> 1) 高校生活ガイドブックの普及 2) 市町職員研修の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 県教委や市教委と協議を行い、講師派遣などの形で、ガイドブックを用いたSSTを現場で実施する。 2) 1市2町のいづれかと今後の研修の内容や方法について協議する。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 市町職員啓発研修 ・1市2町の担当者と調整する。 ・三木町は、今回は実施しないこととなった。 2) ガイドブック (GB) ・KTCおおぞら学園でGBを用いた研修を実施した (7/12) 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 市町職員啓発研修 ・高松市は、まるごと相談員、健康づくり推進課と調整する。 ・直島町は、コロナ感染が落ちてから実施する。 2) ガイドブック (GB) ・県高校教育課の教育相談会議でGBを説明する (11/12)。 ・アルプスかがわの学生プログラムでGBを用いてみる。その結果でGBを修整していく。

no.	部会名	今年度の目標	7～9月の目標	7～9月の評価と課題	10～12月の目標
8	こども部会	①福祉サービスニーズアンケート結果についての意見交換/上半期 ②児童発達支援・放課後等デイサービス連絡会（1回）/下半期 ③小・中学校の教頭先生との合同研修会に参加（1回）上半期 ④相談支援専門向けの研修会の開催（1回）/下半期 ⑤部会開催（年2回）上半期/下半期 ⑥HPの事業所情報の追加・更新・改訂/上半期	7月：コロナの状況を見ながら可能であれば部会を開催。※開催が難しい場合はメールで意見交換を行い集約する。 7～9月：福祉サービスのニーズアンケートの結果については、上半期のHP掲載を目指す。	コロナウイルスの感染拡大により、対面による部会は開催出来ていない。①福祉サービスのニーズアンケート結果については、 最終修正の段階 。9月末のHPの掲載を目指している。⑥新規の放課後等デイサービスの情報に関しては随時情報を収集しHP上に掲載している。	②連絡会の開催について④研修会の開催について、どの様な方法で実施するのかについてを検討する。コロナの感染状況を見ながら対面での部会が出来る様であれば開き、難しい場合はメール上のやりとりとする。
9	医療的ケア部会	医療的ケア児等コーディネーターの活用・保健師との連携・医ケア児支援センターとの連携	・医ケアコーディネーターの会議を開催・医ケア児支援センターとの連携について検討	7月に入り医ケア部会を開催。その中で母子保健コーディネーターと医ケアコーディネーターとの連携や役割の確認の機会を持つことにした。しかしこロナ禍でいつこの機会が持てるかは未定。相談の場所確保の目的で、基幹相談支援センターの職員にも医ケアコーディネーターの研修受講の依頼を行った。	コロナの感染拡大の中、会議の開催は難しい。コアメンバーでの会議にしていくべきか、zoom会議のような形にするかを今後検討していく。県で設立した「ソダテル」さんとの連携をしながら、母子保健コーディネーターと医ケアコーディネーターとの研修機会を持ちたい。
10	居宅サービス事業所連絡会	・取り組む事項 調査結果をもとに、どのような内容の研修を開催するか検討する。 コロナ感染状況を踏まえ、研修の形態について検討する。 ・主な予定 実行委員会の開催 連絡会の開催 サービス提供責任者研修の開催	・第1回目の連絡会を開催し、「新型コロナウイルス感染時等の対応」について、体験した事業所の情報提供、参加者での情報共有をする。 ・研修の形態については要検討。（会場、オンライン等）	・コロナウイルスの感染状況の影響で、第1回連絡会の開催ができない。 ・オンラインでの連絡会開催については、まず協議会側（当連絡会側）の発信態勢の整備について、実行委員で協議して検討する必要がある。	・実行委員会を開催するか、各実行委員と連絡を取って、当連絡会側のオンラインの発信態勢の整備について協議する。 ・発信態勢を整えることができれば、オンラインまたはハイブリッド形式での連絡会を開催する。
11	当事者家族会連絡会	合理的配慮の提供が、高松圏域で進むように、周知していく。	引き続き合理的配慮の提供が、高松圏域で進むように、周知をしていく。	8月28日（土）に障害者に対して、引き続き合理的配慮の提供が、のデジタル改革の講演会を予定していたがコロナ禍の影響もあり中止とした。	高松圏域で進むように、周知をしていく。

no.	部会名	今年度の目標	7～9月の目標	7～9月の評価と課題	10～12月の目標
12	地域生活支援拠点検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問系サービス見守り支援WGでは、今年度中に、地域生活を継続するために自立生活援助の活用が有効であることを関係事業所へ伝える。 ・事業所WGでは、「緊急時」の定義についての認識の統一を図り、昨年度参加できていない生活介護・短期入所・計画相談の各事業所に対して、周知・啓発を行う。 ・強度行動障害に関するスケーリング・アップについて、3事業所から希望を受け、実施した。また、今後のこの事業の運営についてや園域の課題について、派遣に応じてくださった方からご意見をうかがう場所を9月に計画している。 ・（部会の動きということではないが）高松市、直島町の緊急時支援事業について見直し、再確認に取り組んでいる。 ・部会全体での協議の場をもち、方向性や地域生活支援拠点の検証を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・部会も含めた、地域生活支援拠点を検討する場についての整理を行う。 ・強度行動障害に関するスケーリング・アップについて調整し必要なかたちで実施する。 ・強度行動障害に関するスケーリング・アップについて調整について、3事業所から希望を受け、実施した。また、今後のこの事業の運営についてや園域の課題について、派遣に応じてくださった方からご意見をうかがう場所を9月に計画している。 ・（部会の動きということではないが）高松市、直島町の緊急時支援事業について見直し、再確認に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害に関するスケーリング・アップについて、3事業所から希望を受け、実施した。また、今後のこの事業の運営についてや園域の課題について、派遣に応じてくださった方からご意見をうかがう場所を9月に計画している。 ・訪問系サービス見守り支援WG）下半期に予定している「精神科病院、入所施設、グループホームから退院、退所の際に自立生活援助をいかに活用して地域生活を継続しているか事例を通して学ぶ機会」について詳細を次回に検討する予定。 ・高松市、直島町の緊急時支援事業について見直し、再確認後の動きを検証する。 	



資料 1

マイナンバーカードについて



令和3年11月12日(金)

高松市

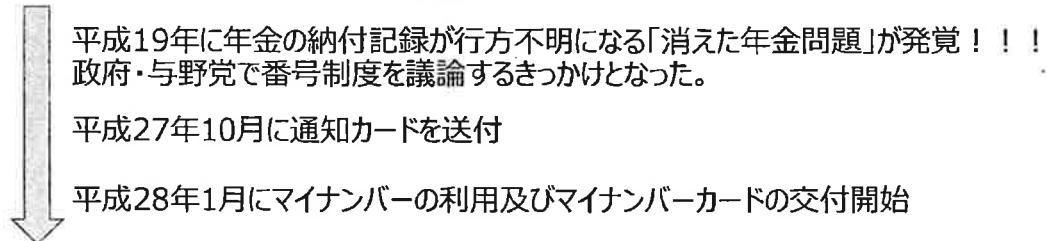
目次

1. マイナンバーとは
2. マイナンバーは何に使われるのか
3. マイナンバーとマイナンバーカードの違い
4. マイナンバーとマイナンバーカード よくある誤解
5. マイナンバーカードとは
6. マイナンバーカードを持つメリットとは
7. マイナンバーカードの取得方法



1. マイナンバーとは

マイナンバー制度ができるきっかけ



マイナンバーとは

- ◆マイナンバー=住民票を有するすべての方に通知される12桁の番号のこと
- ◆番号を使って、ひとりひとりの個人の情報を管理する仕組み
- ◆複数の機関が持っている個人の情報が、同じ人の情報であるということを確認できる

2

1. マイナンバーとは

通知カード



表

個人番号通知書



裏

マイナンバーカード



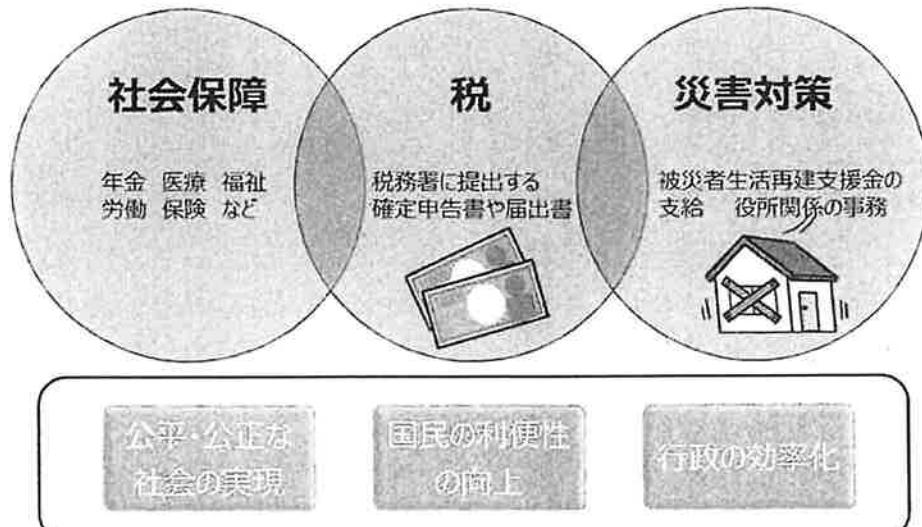
裏

- ・平成27年10月に一斉送付
- ・新規発行や再交付などの手続きができない。
- ・マイナンバーを証明する書類として、利用できる。(※)
- ・マイナンバーの証明が必要な場合は、マイナンバーカードか、住民票の写し（個人番号入り）を発行する。
- ・今和 2 年 5 月 25 日以降、出生等により住民登録された方へ発行。
- ・新規発行や再交付などの手続きができない。
- ・マイナンバーを証明する書類として、利用できない。
- ・マイナンバーの証明が必要な場合は、マイナンバーカードか、住民票の写し（個人番号入り）を発行する。
- ・平成28年1月以降、申請希望された方へ発行。
- ・マイナンバーを証明する書類として、利用できるほか、身分証明書として使えるなど、いろいろなメリットがある。

※ 通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る。

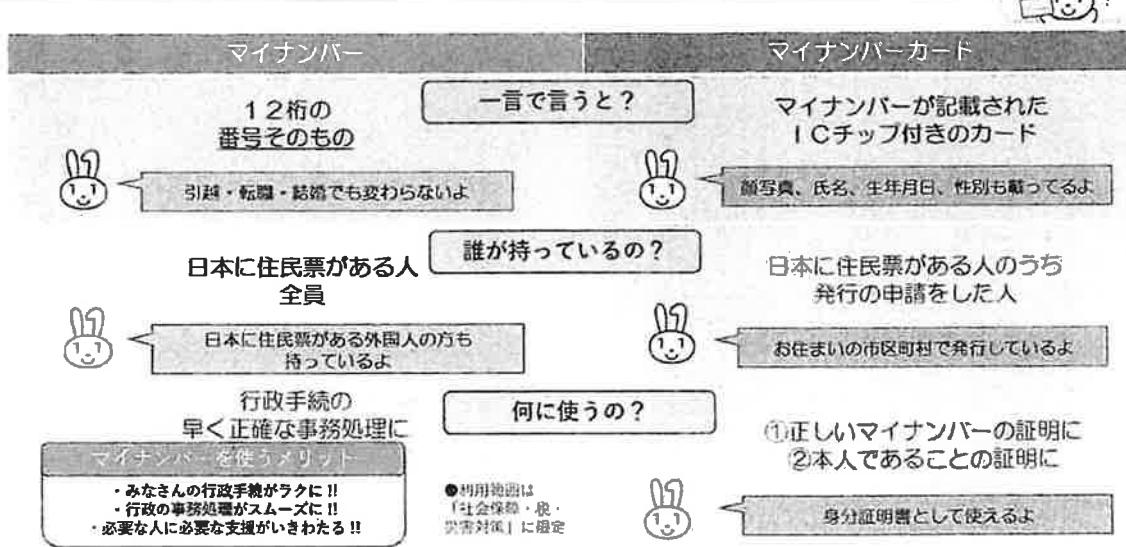
3

2. マイナンバーは何に使われるのか



4

3. マイナンバーとマイナンバーカードの違い



5

①マイナンバーを見られたら大変なことに…!?



Q. マイナンバーを落として、悪用されたりしませんか？

A. 悪用されないよう、法令で厳しく制限しています。マイナンバーの利用範囲は、法令で厳しく制限されています。法令で定められた利用範囲を超えてマイナンバーを収集・提供した場合、刑事罰が科せられることがあります。

マイナちゃんからのアドバイス★
マイナンバー法では、個人情報保護法などよりも厳しい罰則が設けられています。

Q. マイナンバーを知られたら、なりすまし被害が起きますか？

A. 本人確認を徹底し、なりすましを防いでいます。マイナンバーを使う手続では、必ず本人確認書類などによる本人確認を行うことが義務づけられています。マイナンバーだけで手続はできません。

マイナちゃんからのアドバイス★
マイナンバーカードには顔写真があるので、マイナンバーの確認と本人確認が1枚でできるよ！

②ICチップの中にたくさんの情報が…!?



Q. マイナンバーが漏えいしたら、個人情報も全部漏れる？

A. 個人情報の漏えいの連鎖を防いでいます。個人情報はこれまでどおり各機関で分散して管理するので、万が一どこかの機関でマイナンバーを含む個人情報が漏えいしたとしても、そこから芋づる式に情報が漏れることはあります。

マイナちゃんからのアドバイス★
各行政機關の専用ネットワークでのやりとりには、マイナンバーは直接使わないよ。

Q. マイナンバーカードのICチップには大事な情報が入っているの？

A. ICチップには税や年金などの大事な情報は入っていません！マイナンバーカードのICチップに入っているものは、住所氏名などマイナンバーカードに記載されている情報や電子証明書などで、税や年金などのプライバシー性の高い情報は入っていません。

マイナちゃんからのアドバイス★
健康保険証として使用しても、特定健診情報や臓器情報などがICチップに入ることはないよ！

③マイナンバーで監視される…!?



Q. マイナンバーのシステムの安全対策はどうなっているの?

A. アクセスできる人を制限し、通信も暗号化しています。マイナンバーのシステムにアクセスできる人を制限し、またシステムにアクセスする際の通信も厳密に暗号化しています。

マイナちゃんからのアドバイス★
システムに不正なアクセスがされないように、第三者機関の「個人情報保護委員会」が監視・監督しているよ!



Q. マイナンバーカードを落としたら悪用されない?

A. セキュリティ対策は万全です!

マイナンバーカードのICチップを使うときは暗証番号が必要になるため、他の人は使えません。また、暗証番号は一定回数間違えると、カードの機能がロックされるようになります。万が一落としてしまっても、24時間365日体制のマイナンバーカードリーダーメールで、マイナンバーカードの一時利用停止ができます。

マイナちゃんからのアドバイス★
キャッシュカードの感覚で待ち歩いても大丈夫だよ!失くさないように注意してね。



5. マイナンバーカードとは



なりすましはできません

顔写真入りのため、対面での悪用は困難です。



マイナンバーを見られても個人情報は盗まれません

マイナンバーを利用するには、顔写真付き本人確認書類などの本人確認があるため、悪用は困難です。

オンラインの利用には電子証明書を使います
マイナンバーは使いません

プライバシー性の高い個人情報は入っていません

ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記載されません。

健康保険証として利用する場合でも、特定健診情報や薬剤情報などがICチップに入ることはあります。



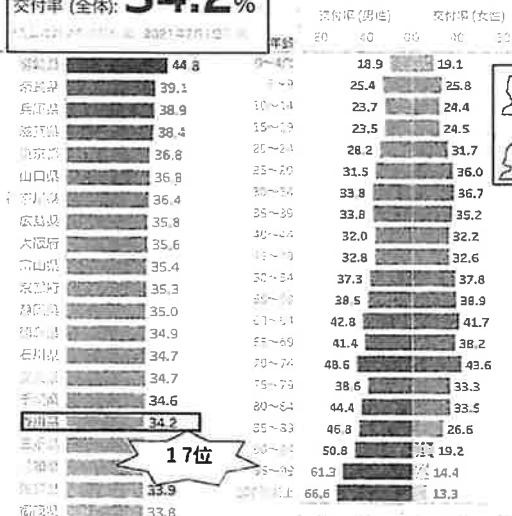
- ❶ 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で一時利用停止可能
- ❷ アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違うと機能ロック
- ❸ 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み

他人が悪用できないようになっているんだね!



5. マイナンバーカードとは

交付率(全体): **34.2%**



17位



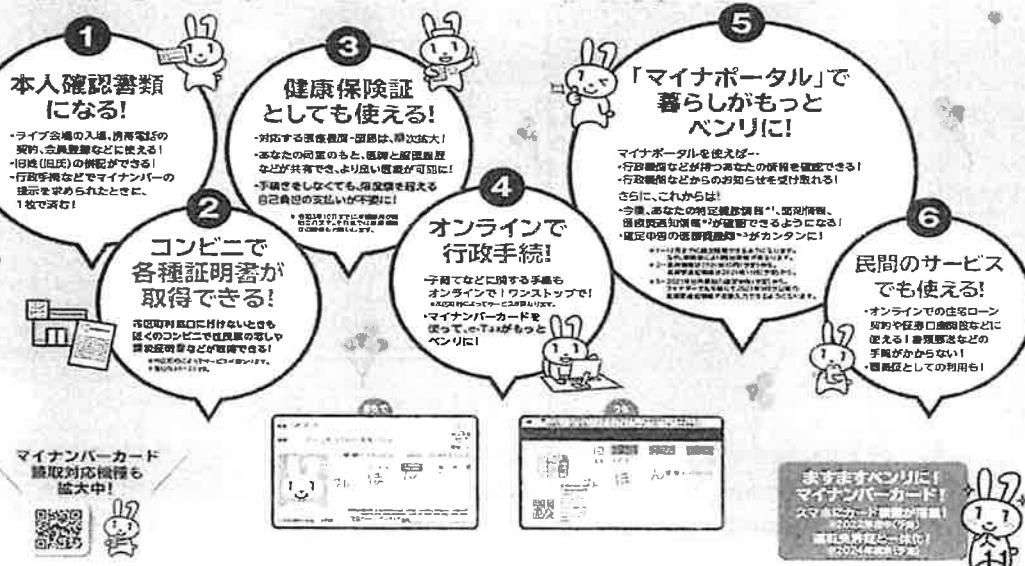
マイナンバーカードの申請
約2人に1人が

3人に1人が
マイナンバーカードを持っている

マイナンバーカードの状況 (10月31日時点)

	住基人口 (R3.1.1)	申請	交付
高松市	426,260	202,203	172,916
香川県	973,922	440,449	381,801
全国	126,654,244	58,626,943	49,520,144
		45.22%	39.20 %
		46.29%	39.10%
			10

6. マイナンバーカードを持つメリットとは



6. マイナンバーカードを持つメリットとは

(1) 本人確認書類になる！

対面での本人確認

✓顔写真付きの本人確認書類として

- > 市町村での厳格な本人確認 → 確かに本人であるという証
- > 顔写真があるのでなりすましができない
- > 公私での本人確認が可能



カードの券面記載事項

電子的な本人確認

✓インターネット等により、どこからでも安全・確実に本人を証明

- > 電子証明書を使って、全国のコンビニで住民票の写し等を受け取れるほか、口座開設などの大切な手続も、どこからでも安全にできる

✓今後、健康保険証としての利用や、海外からのインターネット投票も可能に

✓さらに、将来的には

A! その他の様々な先端技術の活用を実現

- <例>窓口のAI端末にカードをかざし、本人情報の自動入力やAIとの対話により、行政手続をスムーズに

⇒ *Society 5.0 時代の必須ツール*

マイナンバーの提示

✓このカードを提示することで、自分のマイナンバーを証明

- > 社会保障・税などの手続で、添付書類が不要に



12

6. マイナンバーカードを持つメリットとは

(2) コンビニで各種証明書が取得できる！

地方公共団体情報システム機構HP
コンビニ交付 トップページ



いつでも！

毎日 6時30分から23時（土曜日・日曜日・祝日も利用できます。）

※戸籍関係、平日の午前9時から午後5時、土曜日、日曜日、祝日は午前10時30分から午後5時までです。ご注意ください。
※年末年始（12月29日から1月3日）システムメンテナンス日は利用できません。



どこでも！

全国のコンビニエンスストア（セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ）で証明書を取得できます。



お得に！

窓口より、交付手数料が100円お得です。
(住民票 窓口350円 → コンビニ250円)



13

6. マイナンバーカードを持つメリットとは

高松市HP「もっと高松」
証明書のコンビニ交付



取得できる証明書・手数料（高松市）

種類	請求できる範囲等	手数料	料金
戸籍の全部（個人） 事項証明書【戸籍謄抄本】	・本人及び同一戸籍に記録されている方 ・高松市に本籍がある方 ※除籍、改製原戸籍、餘票は取得できません。	1通 350円	1通 450円
戸籍の附票の写し	・本人及び同一戸籍に記録されている方 ・高松市に本籍がある方 ※除籍、改製原戸籍、除票は取得できません。	1通 250円	1通 350円
住民票の写し 住民票記載事項証明書	・本人及び同一世帯の方 【記載を選択できる項目】 世帯主、続柄、本籍・筆頭者（住民票のみ選択可）、 マイナンバー、外国人固有項目 【記載できない項目】 住民票コード、住所・氏名の履歴	1通 250円	1通 350円
印鑑登録証明書	・印鑑登録をしている本人のみ ※コンビニ交付には印鑑登録証の持参は不要です。	1通 250円	1通 350円
市県民税の所得課税証明書 市県民税の納税証明書	・本人の現年度分のみ（年度の切り替えは6月）	1通 250円	1通 350円

※ 市外に本籍地がある場合も、事前登録を済ませば、戸籍証明書の取得方法を取ることができます。
証明手数料は該当自治体の料金となります。

14

6. マイナンバーカードを持つメリットとは

厚生労働省HP
マイナンバーカードの保険証利用



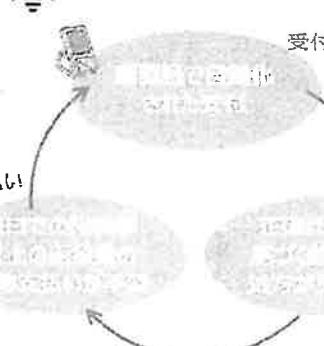
（3）健康保険証としても使える！

必要書類
子育て
利
健

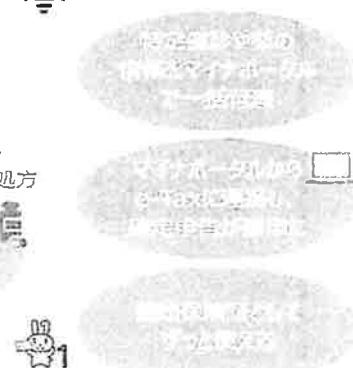
マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット

通院においても、
その他の場面でも
マイナンバーカードの
健康保険証利用で便利
になります

いつもの通院等が便利に！



こんなところも簡単・便利に！



15

6. マイナンバーカードを持つメリットとは

いつもの受付が変わる！



再来受付機に行つても、結局、保険証の提示に対人受付に行かなければいけない…
コロナ禍のなか、できるだけ人ととの接触も避けたい…

これからは、顔認証付きカードリーダーで受付が自動化されます



顔認証で、本人確認と保険資格の確認が一度に実施可能

自動受付だから、人との接触も最小限



マスク・メガネ・帽子をしていても、車椅子に乗ったままで顔認証が可能

1. 「顔に付けるマスク等データの登録を行なう」
2. マスク等の外付け器具等の入力でも可。
3. マスクをした状態での認証は、後便によって精度が異なるため、認証できない場合もあります。

16

6. マイナンバーカードを持つメリットとは

いつもの支払が変わる！



急な入院で多額の支出が発生…
高額療養費制度の書類の申請が手間だし
間に合わなければ、一時支払いが負担

窓口での限度額以上の一時支払いの手続きが不要になります

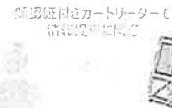
高額療養費制度の利用方法
(これまで)

「限度額適用届出書」
「支払額が高く
て支払し難い」との旨を記載して
事前に申請



マイナンバーカード健康保険証利用での
高額療養費制度の利用方法

「限度額適用届出書」がなくても、限度額を超える
支払いが免除されます！



「顔認証付きカードリーダー」
「顔認証」

「窗口での支払いが困難になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額
に対するために医療機関に提出する届出書です。」

「顔認証付きカードリーダー」
「顔認証」

17

6. マイナンバーカードを持つメリットとは

健康保険証としてずっと使える！



転職等のライフイベント後に保険証の切り替えが必要になったり、定期的に保険証の更新が必要になる。
高齢受給者証などが必要になる場合もあり、管理や手続きが面倒

転職等のライフイベント後でも、保険証としてずっと使えます



新しい医療保険者へ手続済であれば、
健康保険証としてずっと使うことができる

※ 医療保険者等が変わった場合は、加入の手続が引き続き必要です。

国民健康保険や後期高齢者医療制度
に加入している方は、定期的な被保険
者証の更新が不要になる
高齢受給者証の持参が不要になる

※ 高齢受給者証：70歳から75歳になるまでの間、自己負担割合を示す証明書

18

6. マイナンバーカードを持つメリットとは

健康保険証利用の申込みはスマートフォンで簡単に行えます



- 申込者本人のマイナンバーカード
- マイナポータルAPを起動
- 「マイナポータルAPI」のインストール
- 「申し込む」を押し、申込のページを開く
- 「マイナポータル利用規約」を確認
- 「同意して次へ進む」を押す
- 数字4桁の暗証番号を入力する
- 「マイナンバーカードをスマートフォンにひとりとて読み始めボタンを押す
- おまけで、マイナポータルの利用登録が行えます。



QRコードが読み取れない場合は、App Store(iOS)、Google Play(Android OS)より「マイナポータルAP」で検索してください。



セブン銀行のATMでも
申込ができるようになりました！



19

6. マイナンバーカードを持つメリットとは

どこで使えるようになるの？



「マイナ受付」のステッカー・ポスターが貼ってある
医療機関・薬局で使えるようになります。



利用できる医療機関・薬局は厚生労働省の
HPでも公開しています。

マイナンバーカードの健康保険証利用対応の
医療機関・薬局についてのお知らせ
https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

マイナンバーカード 対応医療機関 検索



20

6. マイナンバーカードを持つメリットとは

マイナポータルHP
トップページ



(4) オンラインで行政手続き！

必要な電子証明書 利用

子育てワンストップサービス

サービスの内容は市町村によって異なります。

がんばれ検索

例えば、「児童手当」を検索すると…

市町村に提出する申請書類の作成に必要な書類が一覧で確認できる。
添付書類の不足や間違いが減る！
※本画面の表示用には、マイナンバーカードは不要です。

自分でびつたりな
サービスを簡単に
使うことができるよ！

オンライン申請

市町村へ提出する書類を
自宅でオンラインで提出できる！
代理子どもの手帳・在籍届け出手帳・
印鑑登出・児童手当の認定証等々
マイナンバーカードを
使ってオンライン
申請！

添付書類の不足や
間違いが減る！
申請書類の作成が
スマホやPCで可能！

△市町村の内容によって異なる場合があります。

△サービスの内容は市町村によって異なります。

年末調整

年末調整(1月10日前)や確定申告(3月15日)が簡単・便利に！

個人会員
法人会員
法人会員

保険料控除証明書
年末残高証明書
年間取引報告書

データ提出

マイナポータル

必要な操作で
電子証明書のデータを
一括提出！

年金手帳登録

データ登録
年金手帳の提出書類に
自動入力される！
提出が完了する年は年金手帳
の提出用ソフトウェアが
自動的に起動する
提出
販売店

年金手帳登録

個人の納税者
データ登録
確定申告書類の提出書類に
自動入力される！
提出が完了する年は年金手帳
の提出用ソフトウェアが
自動的に起動する
提出(e-Taxで提出)
販売店

21

6. マイナンバーカードを持つメリットとは

(ら) マイナポータルで暮らしがもっと便利に！

マイナポータルとは？

子育てや介護をはじめとする行政手続の扶助やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができたりする自分専用のサイトです。

マイナポータルでできること

- これからも、マイナポータルはもっと便利に！
- マイナンバーカードの登録・変更利用の中止ができる！
- 2021年10月（予定） 税務情報・税供託情報の開示が可能に！
- 2021年分用初回の確定申告から（予定） 稽査中止における既決措置の手続でマイナーポータルを通じて口頭入力が可能に！

びっくりサービス

- 子育てはじめとするオンライン申請ができるよ！
- タスクの実績や一括申請についてはマイナンバーカードがなくてもできるよ！
- あなたの情報
- ・扶養親（所得者）
- ・扶養内子
- ・子が就学の進捗などが確認できるよ！
- やりとり相談
- あなたの情報が行政機関でのどのようにやりとりされたかチェックできるよ！
- お問い合わせ
- （外堀サイト更新）
- ・e-TAX
- ・なんきんネットなどにつながるよ！

22

7. マイナンバーカードの取得方法

1. 交付申請

郵送された通知カードの下についている交付申請書またはマイナンバーカード交付申請書（QRコード付き（※））を持っていますか？

はい

以下の4つからご自身で申請ができます。

- スマートフォンで申請
- パソコンで申請
- 郵便で申請

いいえ

自分のマイナンバーは分かりますか？

はい

交付申請書と封筒をダウンロードして、郵便で申請できます。
※顔写真の貼り付けとマイナンバーの記入が必要です。

いいえ

高松市役所12階マイナンバーカード交付・更新会場で交付申請書を再発行します。
※無料顔写真撮影及び申請補助も行っております。

※ カードをお持ちでない方に対して、令和2年12月～令和3年3月にかけて順次送付済です。

23

7. マイナンバーカードの取得方法

2. 申請から2か月程度で交付通知書(はがき)が届きます。

3. マイナンバーカード受取の予約

受取希望日の4日前（土日祝日等は除く）までに、希望される日時・交付場所を予約します。※市役所での受取は予約不要

<予約電話> 087-839-2287

4. マイナンバーカードの受取

予約した日時に、ご本人が交付場所へ必要書類を持参ください。

※受取りの際に、暗証番号を設定していただきますので、あらかじめ、ご準備ください。

署名用電子証明書用

英数字を組み合わせた『6文字以上16文字以下』

英字は「大文字のA～Z」、数字は「0～9」が利用可能

利用者証明用電子証明書用

数字4桁

住民基本台帳用

3種類の暗証番号を同じものにすることもできます。

券面事項入力補助用

24

7. マイナンバーカードの取得方法

高松市のマイナンバーカード申請サポート

顔写真無料撮影、オンライン申請支援サービス実施！

本人が窓口へお越しいただければ、職員が申請に必要な顔写真を無料で撮影し、オンライン申請をお手伝いします。15歳未満・成年被後見人の方は、法定代理人の同行が必要です。

1. 必要なもの

本人確認書類 「運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）、

「パスポート」は1点

「健康保険または介護保険の被保険者証、医療受給者証、生活保護受給者証、各種年金証書、社員証、学生証」等は2点

※15歳未満・成年被後見人の場合は、本人のほか、法定代理人の本人確認書類も必要です。

※マイナンバーカード更新の場合は、必ずマイナンバーカードをお持ちください。

2. 受付窓口・時間

市役所12階

平日：午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く。）

総合センター

平日：午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く。）

市民サービスセンター

平日：午前10時から午後6時30分

（瓦町フラッグ8階）

土・日・祝日：午前10時から午後5時

（毎月第3土曜とその翌日の日曜、年末年始除く。）

※支所・出張所では取り扱っておりません。

25

7. マイナンバーカードの取得方法

企業、団体等への出張申請受付サービス

職員が皆様の職場等に出向いて、マイナンバーカードの申請受付を行います。ある程度まとまった人数がお集まりいただける場合に、こちらから申請受付に伺いますので、ぜひご利用ください。

お問い合わせ

高松市 市民課マイナンバーカード交付係
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 本庁舎12階
電話 : 087-839-2287
ファクス : 087-839-2280
Eメール : shiminika@city.takamatsu.lg.jp



26

マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます!



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

交付申請書をお持ちの方は、以下4つの方方法から申請できます！

スマートフォン	窓口申請
<p>① スマホで顔写真を撮影。 半分以上の人像が見える範囲で撮影。 からの申請なんぞって！</p>	<p>① カメラで顔写真を撮影。 交付申請書の裏面カード情報を登録。</p>
<p>② スマホで交付申請書の裏面カード情報を読み取る。 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。</p>	<p>② 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。</p>
<p>③ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。</p>	<p>③ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、 顔写真を読み取る。顔写真を読み取って申請完了。</p>
<p>④ 申請者専用WEBサイトでメールアドレスを登録。</p>	<p>④ 申請者専用WEBサイトでメールアドレスを登録。</p>

マイナンバーを見られるのが
不安です

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。
もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って、手続きすることはできません。

マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

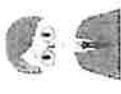
健康保険証として使えるようになっても、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。
落としたり、失くしたりした場合は、フリーイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。

どこで利用できるの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局は、下のステッカーやポスターが目印です！利用できる医療機関・薬局は、順次増えています。



よくある質問にお答えします



マイナンバーを見られるのが
不安です

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。
もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って、手続きすることはできません。



マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

健康保険証として使えるようになっても、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。
落としたり、失くしたりした場合は、フリーイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。

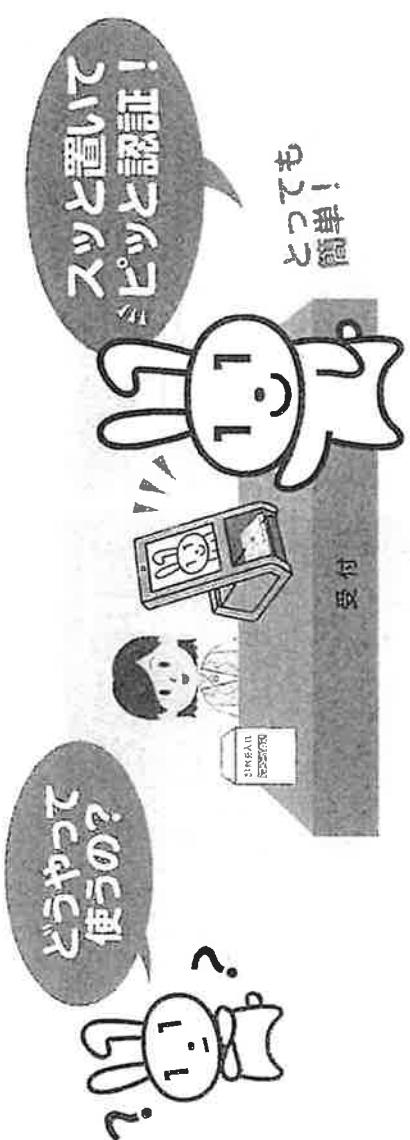
どこで利用できるの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局は、下のステッカーやポスターが目印です！利用できる医療機関・薬局は、順次増えています。



マイナンバーカードが
健康保険証として
利用できます！

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！



① マイナンバーカードを置く
カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真是機器に保存されません。

② 医療保険資格を確認!
マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

とつても
簡単!

どんなことが? 7つのメリット

① より良い医療が
可能に!
本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報を今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療を受けられるようになります。
※薬剤情報は、2021年9月に診療したもののから3年分の情報を閲覧できるようになります。

2021年9月分以降の医療費通知情報について、閲覧・自動入力が可能となります。

④ 手続きなしで限度額を
超える一時的な支払が
不要に!
限度額適用認定証がなくとも、高額療養費制度における支払が免除限度額を超える支払が免除されます。

※自治体独自の医療費削除については、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。

③ 自身の健康管理に
役立つ!
マイナポータルで、2021年10月から、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、自分の薬剤情報を閲覧できるようになります。
※特定健診情報は、2020年度以降に実施したものから5年分(直近5回分)の情報を閲覧できるようになります。

※2021年9月分以降の医療費通知情報について、閲覧・自動入力が可能となります。

⑤ 資格確認が
スムーズに!
カードリーダーで顔写真を確認すれば、スマートフォン等に医療保険の資格確認ができる、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。

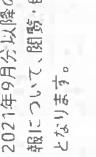
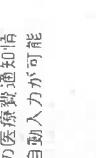
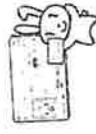
⑥ 事務コストの
削減!
医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。

※2021年9月分以降の医療費通知情報について、閲覧・自動入力が可能となります。

⑦ 健康保険証
ずっと使える!
マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。

医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはあります。しかし、ご自身の診療情報がマイナンバーと一緒に扱われることもありません。

引き続き必要です。



オープン企画
第1弾

福祉用具でくらし快適！！ ～ベッド・マットレス展示体験会～

毎日の健康に欠かせないベッドやマットレス、カタログにはいろいろな説明が書かれていて、選択に迷うことはありませんか。ベッドやマットの特徴をよく知って快適なくらしに役立てましょう。

.....4台のベッド、数種類のマットを比較・体験できます.....

- ・寝る・座る・立ち上がる、までをサポートしてくれるベッド
(マルチポジションベッド テレビCM中)
- ・ベッドの高さを、床まで下げられるベッド(超低床フロアベッド)
- ・寝返りをサポートしてくれるベッド(自動寝返り支援ベッド)
- ・体型・症状に対応できるベッド(マルチフィットベッド)
 - ・床ずれを防止するマットレス
 - ・快適な姿勢と体位変換をサポートするクッション 等々

■ 日 時

令和3年11月17日(水)～11月19日(金) 9時～16時

■ 会 場

かがわ総合リハビリテーション福祉センター 研修室

住所：高松市田村町1114番地 電話：087-867-7686

■ 参加費：無 料

■ 申込方法：ご都合の良い時間帯を事前にお申込みのうえ、お越し下さい。
なお、17日は研修会を行っていますので、体験できない時間帯があります。
くらし快適館の見学も併せてお申込みください。

■ 申込締切：令和3年11月12日(金)

■ 対 象

高齢者・障害者とそのご家族、ケアマネジャー・介護福祉士・
相談支援専門員・看護師・保健師・療法士等

■ 参加にあたっては、不織布マスクの着用、手指消毒にご協力をお願いします。

■ 県内の感染症状況により、実施内容が変更になることがあります。

※お申込みは裏面をご利用ください

ファクス送信票 かがみ不要、そのまま送信してください

かがわ総合リハビリテーション福祉センター行

FAX 087-867-0420

【福祉用具でくらし快適!! ~ベッド・マットレス展示体験会~】

フリガナ 氏名	住所/所属/職種	住所および電話番号、 メールアドレス	体験希望日
		住所 電話番号 メールアドレス	日
体験希望時間を下記から選択してください			
①9時～10時 ②10～11時 ③11～12時 ④12～13時 ⑤14時～15時 ⑥15時～16時			
※くらし快適館の見学を希望の方は、希望時間をご記入ください。			

■申し込み締め切り 令和3年11月12日(金)迄

■お問い合わせ先

かがわ総合リハビリテーション福祉センター 担当 六車、大野

〒761-8057 香川県高松市田村町1114番地

TEL 087-867-7686 FAX 087-867-0420

~お願い~

○参加にあたっては、不織布マスクの着用、手指消毒にご協力お願いします。

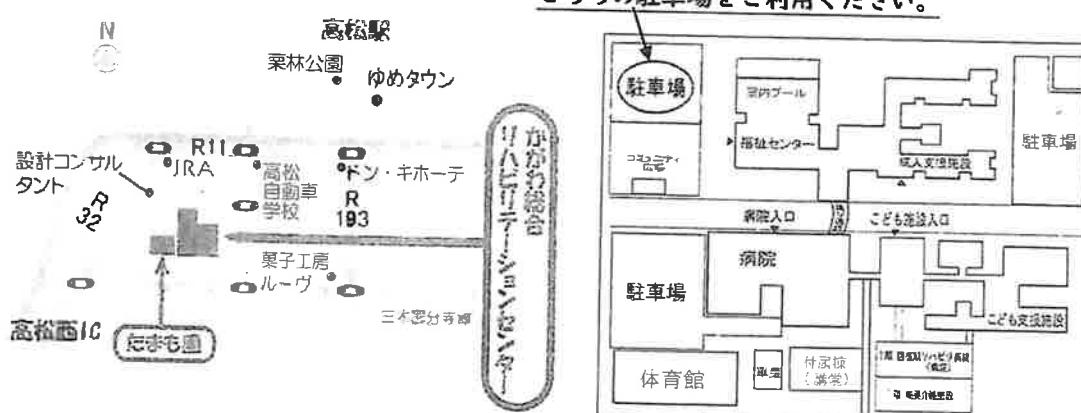
○次の場合には、参加を見合わせて下さい

- ・体調が良くない(過去2日以内に37℃以上の発熱、倦怠感、息苦しさ、せき、のどの痛み、嗅覚・味覚異常等の症状がある)場合

- ・同居家族や身近な知人に体調不良や感染が疑われる方がいる場合

○なお、県内の新型コロナウイルス新規感染者の発生状況により、香川県の対処方針に対応した事業団の対処方針に準じ、参加を制限いたします。

こちらの駐車場をご利用ください。



福祉用具でくらし快適セミナー ～ベッド回り編～

くらしを快適にするためのベッド・マットの基礎知識と導入に向けたポイントを講義の中で学び、実際にベッド上の体験を通して理解を深めましょう！

●日時

令和3年11月17日(水) ①午前の部 10:00~12:30

●会場 ②午後の部 13:30~16:00

かがわ総合リハビリテーション福祉センター

第1・2研修室 (高松市田村町1114番地)

●講師

(一社)香川県作業療法士会 会長 松本嘉次郎 氏

ご略歴

(一社)香川県福祉事業協会 理事

香川県地域包括ケアシステム学会 理事

香川県介護予防市町支援委員会 委員

福祉用具専門相談員講習会 講師



●対象

介護福祉士、看護師、理学療法士、作業療法士、ケアマネジャー、
相談支援専門員等

●プログラム(プログラムは同内容です、どちらをお選びください)

①午前の部 ②午後の部

9:30 ~ 受付 13:00 ~ 受付

10:00 ~ 講義 13:30 ~ 講義

11:10 ~ 体験 14:40 ~ 体験

(協力:株式会社 翼)

ベッド、マット、褥瘡防止用具、体位変換器等をぜひ体験下さい

●定員 午前・午後の部 各15名

●参加費 無料

●福祉用具展示相談くらし快適館にて企画展も同時開催(11/17~11/19)

※申込みは裏面をご覧ください

ファクス送信票 かがみ不要、そのまま送信してください

かがわ総合リハビリテーション福祉センター行

FAX 087-867-0420

【福祉用具でくらし快適セミナー ベッド回り編】

フリガナ 氏名	所属/職種	希望の部	住所および電話番号、 メールアドレス
		午前・午後	住所 電話番号 メールアドレス

■申し込み締め切り 令和3年11月10日迄

■お問い合わせ先

かがわ総合リハビリテーション福祉センター 担当 六車、大野

〒761-8057 香川県高松市田村町1114番地

TEL 087-867-7686 FAX 087-867-0420

～お願い～

○参加にあたっては、不織布マスクの着用、手指消毒にご協力お願いします。

○次の場合には、参加を見合わせて下さい

- ・体調が良くない(過去2日以内に37℃以上の発熱、倦怠感、息苦しさ、せき、のどの痛み、嗅覚・味覚異常等の症状がある)場合
- ・同居家族や身近な知人に体調不良や感染が疑われる方がいる場合

○なお、県内の新型コロナウイルス新規感染者の発生状況により、香川県の対処方針に対応した事業団の対処方針に準じ、参加を制限いたします。

